協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

２.下水道事業

（1）下水道認可区域

	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
事　業　名	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業
計画処理面積	２８９．０ha	９９．１ha	７５．０ha	２２２．０ha
計画処理人口	１２，６０５人	１３，２００人（観光人口含む）	３，２００人（観光人口含む）	８，４２０人
計画汚水量	５，０００m³／日	５，０００m³／日	１，２４０m³／日	３，６９９m³／日
排除方法	分流方式	分流方式	分流方式	分流方式
処理方法	狩野川流域下水道	標準活性汚泥法	回分式活性汚泥法	オキシデーションディッチ方式
事業期間	昭和４８年～平成２２年	平成７年～平成１９年	平成元年～平成１７年	平成４年～平成２２年
事　業　名	農業集落排水処理事業		農業集落排水処理事業	農業集落排水処理事業
処理区	修善寺処理区		①吉奈地区排水処理施設	冷川地区排水処理施設
地区名	日向・加殿・田代		吉奈（温泉場）	冷川・徳永
処理人口	１，５００人		４１０人	１，０２０人
処理方式	ＪＡＲＵＳ　Ⅲ型		ＪＡＲＵＳ　Ⅴ型	オキシデーションディッチ方式
供用開始年月	平成６年６月		平成元年４月	平成９年９月
日平均汚水量	４０５m³／日		１１１m³／日	２７６m³／日
処理区			②佐野・雲金地区排水処理施設	
地区名			佐野・雲金・松ヶ瀬の一部	
処理人口			９５０人	
処理方式			ＪＡＲＵＳ　ＸＩ型	
供用開始年月			平成３年４月	
日平均汚水量			２５７m³／日	
処理区			③門野原地区排水処理施設	
地区名			門野原	
処理人口			６６０人	
処理方式			ＪＡＲＵＳ　ＸＩ型	
供用開始年月			平成６年４月	
日平均汚水量			１７９m³／日	

協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

平成 14 年 4 月 1 日現在

（２）使用料（基本料金・超過料金）

	条例執行年月日	徴収単位	区分	基本料金	消費税相当額	超過料金（1㎥につき）			納期
						0～20㎥	～100㎥	100㎥超	
修善寺町	平成９年４月１日	２ヶ月	一般排水用	500 円／件	外税	80 円			偶数月の月末
			営業温泉排水用	500 円／件		60 円			
			一時使用	―		90 円			
土肥町	平成１３年５月１日	２ヶ月	一般用	2,160 円／20m³	外税	―	111 円	118 円	奇数月の月末
			一時使用汚水	―		108 円			
天城湯ケ島町	平成８年４月１日	２ヶ月	一般汚水	2,000 円／20m³	内税	―	80 円		奇数月の２５日
			一時使用汚水	―		80 円			
中伊豆町	平成１１年４月１日	１戸	φ13㎜ 一般家庭用	1,500 円／１戸	内税	300 円／人			毎月の月末

協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

（３）使用料比較表（２ヶ月あたり消費税込み）

	修善寺町		土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
	一般汚水（水道水）	温泉水	一般汚水（水道水）	一般汚水（水道・温泉水）	一般汚水（4 人家族）
0m³	525	525	2,268	2,000	5,400
１０m³	1,365	1,155	2,268	2,000	5,400
２０m³	2,205	1,785	2,268	2,000	5,400
３０m³	3,045	2,415	3,433	2,800	5,400
４０m³	3,885	3,045	4,599	3,600	5,400
５０m³	4,725	3,675	5,764	4,400	5,400
１００m³	8,925	6,825	11,592	8,400	5,400
２００m³	17,325	13,125	23,982	16,400	5,400
１０００m³	84,525	63,525	123,102	80,400	5,400

土肥町、中伊豆町は温泉水の徴収しない。

協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

（4）受益者負担金等

	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
一般世帯	第１負担区　１m^2×175 円×受益地 （修善寺地区） 第２負担区　１m^2×190 円×受益地 （瓜生野、熊坂、駅前、柏久保、 牧之郷の一部） 第３負担区　１m^2×200 円×受益地 （小立野、柏久保、牧之郷の一部） 本立野分担区　１m^2×200 円×受益地 （本立野、大平地区の一部）	地積割額　１m^2　350 円	均等割　建物１棟当り　100 千円 地積割　１m^2　500 円	水道口径（1戸当り） 13mm　190 千円 20mm　210 千円 30mm　260 千円 40mm　300 千円 50mm　350 千円
その他		ホテル・旅館・民宿　10 人　670 千円 20 人　940 千円 30 人　1,150 千円 50 人　1,490 千円 110 人　14,000 千円 200 人　16,100 千円 飲食・喫茶店　300 千円 その他店舗、加工場 50m^2超え 100m^2以下　300 千円 50m^2超え 100m^2以下　700 千円	旅館・民宿等 ①地積割　1m^2　500 円 ②収容人員割 収容定員１人につき　15,500 円 ③宿泊実績割 年間宿泊人員１人につき　150 円 ④売上高割　売上金額の１％ ①～④の合計額	
(例)	（一般世帯） 宅地 300m^2、建物１棟、水道口径 13mm の場合の受益者負担金 第２負担区　57,000 円	（一般世帯） 宅地 300m^2、建物１棟、水道口径 13mm の場合の受益者負担金 105,000 円	（一般世帯） 宅地 300m^2、建物１棟、水道口径 13mm の場合の受益者負担金 250,000 円	（一般世帯） 宅地 300m^2、建物１棟、水道口径 13mm の場合の受益者負担金 190,000 円

協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

（５）手数料

	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
指定工事店登録手数料	10,000／１店舗	10,000／１店舗	10,000／１店舗	10,000／１店舗
指定工事店更新手数料	5,000／１店舗	5,000／１店舗	5,000／１店舗	5,000／１店舗

（６）下水道接続資金等に係る利子補給（融資斡旋）制度、貸付制度

修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
融資斡旋額 １件につき 20 万円以上 100 万円以内 **利子補給率等** 町と金融機関が協議し、契約した融資利率の 3.0%までは町が負担 **返済期間** 12・24・36・48・60 ヶ月	**融資斡旋額** 同一人に対し 10 万円以上 50 万円以内 **利子補給率等** 町と金融機関が協議し、定めた率 **返済期間** 36 ヶ月以内		
		貸与額 １件につき 30 万円以上 1,000 万円以内 **貸与利率** 無利息 **償還期限** 60 ヶ月以内	**貸付額** １件につき 20 万円以上 **貸付利率** 無利息 **償還回数** 年 2 回（最高 20 回）

協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

（7）個人宅内汚水ポンプ設置補助等

修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
①低地地区汚水水揚ポンプ設置補助 ・低地地区において汚水揚水ポンプを設置する者で、補助金の額は工事費用の 30%を限度額とし、対象工事費は 100 万円以内。 ②共同施設下水道設置補助 ・家屋が原則として 2 戸以上で所有者が利用する排水設備を設置した場合の工事費の 30%を限度額として補助。 ③生活扶助世帯に対する水洗便所等設置補助 ・生活扶助世帯で、汲み取り便所を改造する工事又は、し尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事等に係る工事費で、補助金の額は 19 万 2 千円を限度とする。		①特殊工事の受益者負担金 ・ポンプ圧送等、通常工事より高額な費用を要する場合には、当該工事は町において施工するものとし、使用者はその費用の額に 100 分の 10 を乗じた額を負担する。	

協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

（単位：千円）

（８）合併処理浄化槽設置整備事業補助金

	修善寺町		土肥町		天城湯ケ島町		中伊豆町	
補助対象	（原則） 公共下水道事業認可区域及び農業集落排水区域以外で専用住宅、小規模店舗併用住宅（店舗面積が 50 m^2 を超えない範囲のもの。）を建築する者で、新たに合併処理浄化槽を設置する者及び単独浄化槽又は汲み取り式便所を合併処理浄化槽に切替え設置する者。		（原則） 特定環境保全公共下水道認可区域を除く全域において常時居住を目的とした住宅等で処理対象人員 10 人槽以下及び地区集会所で処理対象人員 20 人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者。		（原則） 公共下水道及び農業集落排水の区域以外で、新たに合併処理浄化槽を設置する者及び既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切替え設置する者。		（原則） 公共下水道及び農業集落排水の区域以外で専用住宅、小規模店舗併用住宅（店舗面積が $50m^2$ を超えない範囲のもの。）又は共同住宅を建築又は購入した者で、新たに合併処理浄化槽を設置する者及び単独浄化槽又は汲み取り式便所を合併処理浄化槽に切替え設置する者。	
規　模	新　設	付　替	新　設	付　替	新　設	付　替	新　設	付　替
5 人槽	354,000	442,000	354,000	442,000	444,000	710,400	354,000	442,000
7 人槽	411,000	513,000	411,000	513,000	513,000	820,800	411,000	513,000
10 人槽	519,000	648,000	519,000	648,000	648,700	1,038,000	519,000	648,000
20 人槽	補助対象外	補助対象外	981,000	1,226,000	1,226,000	1,962,000	981,000	1,226,000
30 人槽	補助対象外	補助対象外	補助対象外	補助対象外	2,085,000	3,336,000	1,668,000	2,085,000
50 人槽	補助対象外	補助対象外	補助対象外	補助対象外	2,797,000	4,476,000	2,238,000	2,797,000
51 人槽以上	補助対象外	補助対象外	補助対象外	補助対象外	3,953,500	4,792,500	2,556,000	2,556,000